# 公の施設の指定管理者の選定について(報告)

平成30年8月 国立市指定管理者選定委員会

# 目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ۱
1. 対象施設の概要	
(1)コミュニティ施設	
【地域集会所(11施設)、地域福祉館(5施設)、地域防災センター(5施設)、i	南.
区公会堂】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2)くにたち市民芸術小ホール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
(3)くにたち郷土文化館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4)国立市古民家・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5)くにたち市民総合体育館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 7
(6)有料公園施設及び有料広場施設	
【河川敷公園(野球場2面、サッカー場1面)、谷保第3公園(野球場1面、テニ	ス
コート3面)、矢川上公園(テニスコート3面)、流域下水道処理場広場(少年!	野
球場兼ソフトボール場1面・テニスコート4面)】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. G
2. 個別施設の検討	
共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	О
(1)コミュニティ施設	
【地域集会所(11施設)、地域福祉館(5施設)、地域防災センター(5施設)、	南
区公会堂】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1
(2)くにたち市民芸術小ホール、くにたち郷土文化館、国立市古民家、くにたち市	民
総合体育館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	3
(3)有料公園施設及び有料広場施設	
【河川敷公園(野球場2面、サッカー場1面)、谷保第3公園(野球場1面、テニ	ス
コート3面)、矢川上公園(テニスコート3面)、流域下水道処理場広場(少年	野
球場兼ソフトボール場1面・テニスコート4面)】・・・・・・・・・・・・・・・1	6
3. 個別施設の指定管理者候補者選定基準	
(1)コミュニティ施設	
【地域集会所(11施設)、地域福祉館(5施設)、地域防災センター(5施設)、	南
区公会堂】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	8
(2)くにたち市民芸術小ホール・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	22
(3)くにたち郷土文化館等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	25

(4)くにたち市民総合体育館・・・・・・・・・・・・28
(5)有料公園施設及び有料広場施設
【河川敷公園(野球場2面、サッカー場1面)、谷保第3公園(野球場1面、テニス
コート3面)、矢川上公園(テニスコート3面)、流域下水道処理場広場(少年野
球場兼ソフトボール場1面・テニスコート4面)】・・・・・・・・・・・・・・31

## 参考資料

No. 1 選定委員会開催経過

No. 2 委員名簿

## はじめに

国立市指定管理者選定委員会は、指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に 行うため設置されています。その役割は大別すると、次の事項となります。

- (1)指定管理者制度の導入手法、指定期間、選定基準について、各施設の選定検討 部会報告書を基に審査、検討を行うこと。
- (2)指定管理者の候補者について審査すること。
- (3)指定管理者制度への移行後、必要に応じて指定管理者の指定の取消し、又は管理業務の停止の処理について審査すること。

国立市指定管理者選定委員会では、選定の第一段階として、指定管理者選定検討 部会からの報告書及び出席を求めた検討対象施設の担当課職員へのヒアリングをも とに、上記のうち(1)の事項について、本報告書を作成しました。

平成31年3月31日をもって指定期間満了を迎える(1)コミュニティ施設【地域集会所(11施設)、地域福祉館(5施設)、地域防災センター(5施設)、南区公会堂】、(2) くにたち市民芸術小ホール、(3)くにたち郷土文化館、(4)国立市古民家、(5)くにたち市民総合体育館、(6)有料公園施設及び有料広場施設【河川敷公園(野球場2面、サッカー場1面)、谷保第3公園(野球場1面、テニスコート3面)、矢川上公園(テニスコート3面)、流域下水道処理場広場(少年野球場兼ソフトボール場1面・テニスコート4面)】の指定管理者の導入手法・指定期間・選定基準等の検討を平成30年6月29日に集中的に行いました。検討にあたっては、指定管理者制度の本来の在り方と各施設の設置目的及び現在の管理運営状況等を対比させながら、国立市の公の施設の目的を達成するため管理運営をより良いものとすることを念頭に検討を行いました。

今回については、各施設の設置目的、特徴などを考慮し、全ての施設で導入手法は特定としたものの、指定期間については、検討部会案について議論が分かれ、施設ごとにその役割や状況に応じて指定期間を検討しました。

今後、公の施設が国立市民の福祉向上と地域の活性化、文化・芸術・スポーツの振興のため有効に活用されることを期待し、下記のとおり審査結果について報告をします。

## 1. 対象施設の概要

#### (1)コミュニティ施設

【地域集会所(11施設)、地域福祉館(5施設)、地域防災センター(5施設)、南 区公会堂】

### ①施設の目的

地域集会所及び地域福祉館は集会の場として地域住民の利用に供し、地域社会の住民福祉の増進を図るため設置されている。

地域防災センターは地域住民の自主防災活動の拠点とし、防災知識等の普及啓発並びに日常的な地域社会のコミュニティ活動の増進を図るため設置されている。

南区公会堂はコミュニティの活性化による地域文化の向上、情報発信の拠点 づくり及び地域集会所施設の活用による地域住民の福祉の増進を図るために設 置されている。

## ②施設の規模

No.	施設名	所在地	延床面積	建築年度
1	矢川集会所	富士見台3-32-4	114. 4m²	昭和48
2	中一丁目集会所	中1-10-34	52. 5m²	昭和59
3	千丑集会所	谷保7190-4	133. 9m²	昭和60
4	坂下集会所	谷保749-2	155. 3m²	平成2
5	石神集会所	谷保7103-2	159. 1m²	平成2
6	谷保東集会所	谷保7-17-1	155. 4m²	平成3
7	富士見台二丁目集会所	富士見台2-32-1	190. 3m²	平成8
8	富士見台一丁目集会所	富士見台1-8-4	92. 9m²	平成15
9	一本松公会堂	谷保4130	126. 3m²	平成27
10	四軒在家福祉館	谷保6775	168. 1m²	昭和48
11	久保公会堂	谷保6256-8	141. 1m²	昭和49
12	南区公会堂	谷保3143-1	367. 8m²	平成24
13	くにたち立東福祉館	北3-23-1	207. 7m²	昭和47
14	西福祉館	西2-17-32	336. 3m²	昭和50
15	青柳福祉センター	青柳2-8-60	582. Om	昭和50
16	東福祉館	東3-18-32	344. 5m²	昭和53
17	北福祉館	北2-19-1	342. 6m²	昭和54
18	中平地域防災センター	谷保6087-1	159. 0m²	昭和55
19	東地域防災センター	東1-13-13	243. 2m²	昭和57

No.	施設名	所在地	延床面積	建築年度
20	下谷保地域防災センター	谷保5066	228. 1m²	昭和59
21	富士見台地域防災センター	富士見台3-13-5	230. 3m²	昭和61
22	中地域防災センター	中2-10-7	252. 9m²	平成1

#### ③休館日

•No. 1~12の施設 週1日(各集会所により異なる)及び年末年始

•No. 13~17の施設 月曜日及び年末年始

•No. 18~22の施設 水曜日及び年末年始

#### 4利用時間

•No. 1~12の施設(施設により異なる) 午前9時から午後10時まで

•No. 13~22の施設 午前9時から正午まで

#### ⑤主な業務の内容(施設により異なる)

- I. 使用の許可に関すること
- Ⅱ. 施設及び設備の維持管理に関すること
- Ⅲ. 使用料の収納に関すること
- Ⅳ. 減免対象者の使用に関すること
- V. 業務報告に関すること
- Ⅵ. 個人情報の適正な維持管理及び情報セキュリティの保護
- Ⅷ. 苦情処理等の対応
- Ⅷ. 震災時の対応
- 区. 市等の施設使用に関すること

## (2)くにたち市民芸術小ホール

①施設の目的

市民の芸術、文化の普及振興を図り、地域文化の創造と向上に寄与するため設置されている。

#### ②施設の規模

所在地	富士見台2-48-1
構造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造 地上3階地下1階
延床面積	3, 217. 3m²
開設年	昭和62年

#### ③休館日

毎月第2木曜日、第4木曜日及び年末年始

4利用時間

午前9時から午後10時まで

- ⑤主な業務の内容
  - I. 受付業務
  - Ⅱ. 利用者支援業務
  - Ⅲ. 広報と文化・芸術情報の提供
  - Ⅳ. 急病等及び緊急時等の対応
  - Ⅴ. 市の行事への協力
  - Ⅵ. 遺失物及び拾得物の処置・保管業務
  - Ⅲ. ホール等諸室用具等の貸出業務
  - **Ш. ホール等諸室舞台設備操作業務**
  - IX. 建築物保守管理業務
  - X. 設備機器管理業務
  - XI.清掃業務
  - X Ⅱ. 保安警備業務
  - XⅢ. 外構及び植栽管理業務
  - XIV. 環境衛生管理業務
  - XV. 廃棄物処理業務

#### (3)くにたち郷土文化館

#### ①施設の目的

郷土の歴史、民俗及び自然その他文化、教育に関する資料を収集、保管、展示して市民の利用に供するとともに、地域文化の継承と創造並びにその発展に寄与するため設置されている。

#### ②施設の規模

所在地	谷保6231
構造	鉄筋コンクリート・一部鉄骨造 地上1階地下1階施
延床面積	2, 181. 7m²
開設年	平成5年

### ③休館日

第2木曜日、第4木曜日及び年末年始

#### 4利用時間

午前9時から午後5時まで

※講堂等は午前9時から午後9時30分まで

#### ⑤主な業務の内容

- I. 施設の利用形態及び受付業務
- Ⅱ. 利用者支援業務
- Ⅲ、利用者へ必要な指導、助言等の支援
- Ⅳ. 広報と郷土の歴史、民俗及び自然その他文化情報の提供
- V. 急病等及び緊急時等の対応
- Ⅵ. 収蔵品及び資料の管理等
- Ⅲ. 利用者のための駐車場の管理
- Ⅷ. 市の行事への協力
- IX. 遺失物及び拾得物の処置・保管業務
- X. 講堂等諸室付属設備等の貸出業務
- XI. 建築物保守管理業務
- X II. 設備機器管理業務
- XⅢ. 清掃業務
- XIV. 保安警備業務
- X V. 外構及び植栽管理業務
- XVI. 衛生環境管理業務
- X Ⅲ. 廃棄物処理業務

### (4)国立市古民家

①施設の目的

市内の古民家を復元・保存し、市民の利用に供することによって、郷土文化の継承及び発展に寄与するため設置されている。

#### ②施設の規模

所在地	泉5-21—20
構造	木造及びコンクリートブロック造
延床面積	137. 1m²
開設年	平成2年

#### ③休館日

毎月第2木曜日、第4木曜日及び年末年始

4開館時間

午前10時から午後5時まで

- ⑤主な業務の内容
  - I. 施設の利用形態及び受付業務
  - Ⅱ. 利用者支援業務
  - Ⅲ. 利用者へ必要な指導、助言等の支援
  - IV. 広報と郷土の歴史、民俗及び自然その他文化情報の提供
  - V. 急病等及び緊急時等の対応
  - VI. 収蔵品及び資料の管理等
  - Ⅶ. 利用者のための駐車場の管理
  - Ⅷ. 市の行事への協力
  - 区. 遺失物及び拾得物の処置·保管業務
  - X. 建築物保守管理業務
  - XI. 設備機器管理業務
  - XⅡ. 清掃業務
  - XⅢ. 保安警備業務
  - XⅣ. 外構及び植栽管理業務
  - X V. 衛生環境管理業務
  - XVI. 廃棄物処理業務

### (5)くにたち市民総合体育館

## ①施設の目的

市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、もって健康で 文化的な市民生活の向上に寄与するため設置されている。

#### ②施設の規模

施設名	所在地	延床面積	建築年度
市民総合体育館	富士見台2-48-1	6, 123. 8m²	昭和57
南市民プラザトレーニング室	泉2-3-2	322. Om	平成9

#### ③休館日

•市民総合体育館

毎月第2木曜日及び第4木曜日。(ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する祝日に当たるときはその翌日。)

#### 年末年始

・南市民プラザトレーニング室 毎週月曜日、火曜日、木曜日及び年末年始

#### 4利用時間

- 市民総合体育館午前9時から午後10時まで
- ・南市民プラザトレーニング室 午前10時から午後8時まで

#### ⑤主な業務の内容

- I. 受付業務
- Ⅱ. 利用者支援業務
- Ⅲ. 保育室の提供
- Ⅳ. 広報とスポーツ情報の提供
- V. 急病等及び緊急時等の対応
- VI. 市の行事への協力
- Ⅲ. 遺失物及び拾得物の処置・保管業務
- Ⅷ. 用具等の貸出業務
- 区.トレーニング室業務
- X. プール用具等の貸出業務
- XI. プール水面監視業務
- XII. プール水質管理業務
- XⅢ. 建築物保守管理業務
- XIV. 設備機器管理業務
- XV. 清掃業務

XVI. 保安警備業務

XVII. 外構及び植栽管理業務

XⅢ. 環境衛生管理業務

XIX. 廃棄物処理業務

### (6)有料公園施設及び有料広場施設

【河川敷公園(野球場2面、サッカー場1面)、谷保第3公園(野球場1面、テニスコート3面)、矢川上公園(テニスコート3面)、流域下水道処理場広場(少年野球場兼ソフトボール場1面・テニスコート4面)】

#### ①施設の目的

住民福祉の増進に寄与するため設置されている。

#### ②施設の詳細

施設名	所在地	面積
河川敷公園	谷保9544	野球場2面、サッカー場1面
谷保第3公園	富士見台2-34	野球場1面、テニスコート3面
矢川上公園	富士見台4-4	テニスコート3面
流域下水道処理場広場	泉1-24-45	少年野球場兼ソフトボール場1
		面、テニスコート4面

#### ③休場日

年末年始

#### 4利用時間

施設名	4~8月	9、10月	11~1月	2、3月
河川敷公園、谷保第	午前7時から	午前7時から	午前7時から	午前7時から
3公園、矢川上公園	午後6時まで	午後5時まで	午後4時まで	午後5時まで
流域下水道処理場広	午前9時から	午前9時から	午前9時から	午前9時から
場少年野球場兼ソフ	午後6時まで	午後5時まで	午後4時まで	午後5時まで
トボール場				
流域下水道処理場広	午前9時から午後9時まで			
場テニスコート				

#### ⑤主な業務の内容

- I. 施設の使用許可等
- Ⅱ. 受付業務等
- Ⅲ. 利用料金の徴収等
- Ⅳ. 急病等及び緊急時等の対応
- Ⅴ. 市の行事への協力
- VI. 遺失物及び拾得物の処置·保管業務
- Ⅲ. 個人情報の保護
- Ⅲ. 各スポーツ施設共通の維持管理業務
- 以. 各スポーツ施設別の維持管理業務

## 2. 個別施設の検討

### 共通事項

導入手法については、指定管理者制度の本来の在り方が公募であることを認識 しながらも、それぞれの施設の地域との関係性、施設の役割や機能を考え特定とし た。ただし、各施設が今後も適切に管理運営されるよう、次の選定段階では、今回 定めた選定基準を元に、より詳細な審査を行うこととする。

指定期間については、準備や次期指定管理者への引継業務等を考慮すると、事業実施にかけられる時間は短くなることから、10年程度とすることでサービスの向上が図られるとの意見がある一方、運営コスト削減やサービス向上の観点から、指定管理者が緊張感を持って施設運営を行うため、定期的な評価を行う意味から5年が適当であるとの意見もあった。

今回の審査対象施設については、施設ごとにその役割や状況に応じて指定期間 を検討して集約を行った。

指定管理を行うにあたり、昨今、地域社会が大きく変化し、行政に対し市民の多様なニーズが求められている中で、指定管理者には、より住民や時代のニーズに合った施設運営を実現させるため、意欲的に緊張感をもって運営にあたることを期待する。また行政においては、指定管理者が意欲的に取り組める仕組みをつくることが今後の課題である。

### (1)コミュニティ施設

【地域集会所(11施設)、地域福祉館(5施設)、地域防災センター(5施設)、南区公会堂】

## 現状

平成18年9月の制度導入後、事務事業評価委員会にて利用率の面での指摘があるが、地域コミュニティにおいて一定の役割を果たしており、地域集会所、地域福祉館、地域防災センター及び南区公会堂の各指定管理者により適切な施設運営が行われている。

## 部会による検討結果

導入手法については、コミュニティ施設は地域社会の拠点として設置されたものであることから、施設の管理運営は地域住民自らが担うべきであるとともに、いずれも小規模で利用者数に限りがあり、そもそも大きな収益を生み出せる仕組みになっていないことから、民間企業等の参入により営利活動を行う場には適さないと考え、各施設の運営委員会に特定とすることと結論付けた。

実際に、これまでの各運営委員会においては、地域の特性を把握し、かつ地域における人のつながりを生かした施設運営を行っているほか、利用者からの苦情はほとんどなく、一部の施設で実施している利用者アンケートでは、利用満足度は概ね良好である。

また、指定期間については、単年度とする必要性は特になく、特定指定により同じ指定管理者が継続されることから、指定期間についても従前と同様の5年が妥当と考える。

## 市の方針

導入手法についてはいずれの施設も検討部会の原案通りとした。

また、指定期間については、コミュニティ施設が地域と密着し安定した運営が期待されることから、10年が妥当と考える。

## 選定委員会での検討内容

選定委員会での検討にあたっては、検討部会からの報告書等をもとに、施設 所管課担当者にヒアリングを実施し、施設や利用者の現状を考慮のうえ、導入 手法、指定期間、選定基準について次項のとおり集約を行った。

コミュニティ施設は地域に密着した施設であることから運営委員会への特定が望ましい。

指定期間については、現在の期間より長くすることにより、施設運営が良くな

かった場合の対応や、今後の公共施設の統廃合の際に支障と成り得るのではないかと懸念があり、7年にするか10年にするか意見が分かれたが、準備や次期指定管理者への引継業務等を考慮すると、事業実施にかけられる時間は短くなることや、指定管理期間中における指定管理の取り消し等の選択肢があることから、10年とすることを確認した。指定管理者は10年間という期間に甘えず日々サービスの向上に努めて取り組まれたい。

## 検討結果

- ①導入手法
  - 各地域の運営委員会に特定とする。
- ②指定期間 10年とする。
- ③選定基準
  - 3. 個別施設の指定管理者候補者選定基準(1)のとおり。
- 4)付帯事項【委員からの個別意見】
  - ・仕様書について、目標の設定を課している施設と課していない施設がある ため再度検討すべきである。
  - ・利用料金制度を採用することで施設間での競争が生まれ、収入が増える 事でサービス向上につながることも考えられるため、利用率が低いという 市の課題への対応を含め、利用料金制度の検証及び改善を検討すべき である。

## (2)くにたち市民芸術小ホール、くにたち市民総合体育館、くにたち郷土文化館、国 立市古民家

## 現状

くにたち市民芸術小ホール・くにたち市民総合体育館・くにたち郷土文化館・国立市古民家は平成18年9月からくにたち文化・スポーツ振興財団(以下、「財団」という。)に特定指定している。

平成26年度からの指定管理期間においては、指定管理者選定委員会より、 指定管理者制度を有効活用するため、各施設の運営状況について中間評価を 実施すべきとの確認があったことから、平成29年度に外部機関による第三者評価を実施した。

## 部会による検討結果

芸小ホールと体育館は、機械室等ハード面での共用が多いことを鑑み、効率 化の視点から、同一管理者が管理運営にあたるものとする。また、古民家につい ては国立市指定文化財として無料で展示していることから、郷土館の付属施設と して位置付け、一体として指定管理者が管理運営にあたるものとする。

導入手法については、次の理由から4施設とも財団を指定管理者に特定とする。

- ① 文化芸術・スポーツ等の振興策は、芸小ホール・体育館・郷土館・古民家という「施設」を拠点として、財団と一体的に推進されてきた。公益法人としての事業と指定管理者としての事業を明確化し公募することも考えられるが、採算重視の団体が指定管理者となった場合、事業の効果的・効率的実施のリスクも大きい。
- ②「こどもおすすめ事業」での事業拡充や「アウトリーチ事業」の拡充、「くにたちアートビエンナーレ」での新たな事業展開、また古民家の隣接地に新設された城山さとのいえとの連携事業といった今回の指定期間中に実施されてきた事業のブラッシュアップを行うなど、時代の要請や変化に即応する柔軟性が顕著である。
- ③ 芸小ホール及び体育館については、施設の構造及び規模の制約があり、 大きなイベントによる収益事業に適さない。また、公の施設の性格から、市 民や地域・団体と連携した事業を積極的に行うことが施設の設立趣旨であ り、市民中心の事業展開が望ましい。
- ④ 芸小ホール及び体育館は、機械室等を共用するため、同一管理者による 管理が効率的である、かつ責任の所在も明確になる。
- ⑤ 郷土館及び古民家は、設立趣旨にあるように郷土の歴史、民俗及び自然

等に関する資料の収集・保管・調査研究・展示等教育普及を通じて、地域 文化の継承と創造に寄与し、まちづくりに貢献する自立した市民を育む役 割が求められている。このことは、採算性優先の民間団体による運営には なじみにくいものである。その点、財団は従来から市民との協働により、事 業展開を行ってきている。これら市民の高齢化が懸念されることから活動 する市民を支えることも求められるが、協働事業の継続的な実施のために も財団を特定することが妥当である。

- ⑥ 博物館等の施設は、設立趣旨や本来的目的から事業等を考えたとき、効率化には馴染みにくいものである。しかしながら、郷土館及び古民家においても、他の施設と同様、事業の活性化や円滑かつ効率的な運営が求められている。そのためには、相当程度の専門的な知識を有する人材が必要であるとともに、柔軟な発想やノウハウが必要不可欠である。その点、財団は、平成29年度より、郷土館の学芸員が固有職員と位置付けられたことにより継続的な雇用が見込め、専門的な知識やノウハウの蓄積が期待できる状況となった。
- ⑦ 指定管理者制度による民間の能力活用による効果として、民間手法による 柔軟性・弾力性のある施設経営によるコストダウンが挙げられる。しかし、 文化施設の民間法人への指定件数は必ずしも多くなく、民間指定のメリット を客観的に評価できる状況にない。現状況では、施設の設置目的を鑑みる と同時に、利用者・市民との従来からの関係を重視し、財団を指定すること は妥当である。

指定期間については、地域文化の振興や市民の創造的活動の支援等は、熟成するまで一定の期間が必要であり、その効果を計るには、最低でも5年間の指定期間が必要である。

## 市の方針

導入手法についてはいずれの施設も検討部会の原案通り特定とし、指定期間は5年とするのが望ましい。

## 選定委員会での検討内容

選定委員会での検討にあたっては、検討部会からの報告書等をもとに、施設所管課担当者にヒアリングを実施し、施設や利用者の現状を考慮のうえ、導入手法、指定期間、選定基準について次項のとおり集約を行った。

導入手法について、市が財団を設立した趣旨や、公的に近い財団に一括することで調査発掘研究の一貫性があることなどを考慮して、財団に特定すると確認した。

ただし、特定により市が設立した財団を選定することにより、コスト意識が下がることや魅力的な事業が実施されにくくなることが懸念されるため、市の財政負担の軽減や魅力的なプログラムづくりなどの目標や緊張感をもって運営し、公設による財団の良い指定管理の事例となるよう要望する。

指定期間については、芸小ホール及び体育館は5年が妥当であるが、郷土 文化館及び古民家については議論が分かれたところである。

郷土の歴史・文化は、調査研究から普及までを一貫性をもって実施することが重要であり、また採用している学芸員のことも考えると雇用の安定の面からも、長期の指定管理期間が必要となる。一方、例えば、年間の施設維持管理にかかる費用と郷土文化館の市民の認知度とを比較した場合、必ずしも投入した税金に見合った効果が生まれていないのではないかと疑問に感じられることもある。

これらの議論の結果、当委員会としては2つの案を提示することとし、市に判断を委ねる。

## 検討結果

①導入手法

公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団に特定とする。

②指定期間

次の2つの期間のいずれかとする。

- I. 原案どおり4施設すべて5年とする。
- Ⅱ. 芸術小ホールと市民総合体育館を5年、郷土文化館と古民家を10年と する。
- ③選定基準
  - 3. 個別施設の指定管理者候補者選定基準(2)(3)(4)のとおり。
- 4)付帯事項【委員からの個別意見】
  - ・財団が適当かどうかは採算ベースで検討するべきでコンサルティングの利用を検討すべきである。
  - ・指定管理料について、指定管理料の余剰金を指定管理者が留保することができるのであれば、利益を次年度に繰り越す等調整方法を今後検討すべきである。

## (3)有料公園施設及び有料広場施設

【河川敷公園(野球場2面、サッカー場1面)、谷保第3公園(野球場1面、テニスコート3面)、矢川上公園(テニスコート3面)、流域下水道処理場広場(少年野球場兼ソフトボール場1面・テニスコート4面)】

## 現状

有料公園施設及び有料広場施設である河川敷公園サッカー場及び野球場(A・B面)、谷保第3公園野球場及びテニスコート、矢川上公園テニスコート、並びに流域下水道処理場広場少年野球場兼ソフトボール場(以下「有料スポーツ施設」という。)の管理運営は、平成26年度から平成30年度までの指定期間として公益財団法人くにたちスポーツ文化振興財団(以下「財団」という。)を指定管理者に指定し、利用受付業務やグラウンドの除草作業、簡易的な修繕等(大規模な工事を伴う整備を除く。)幅広い管理を実施している。

## 部会による検討結果

導入手法について、財団は、利用者である市民にも有料スポーツ施設を使用する際の窓口として定着しているとともに、同じスポーツ施設であるくにたち市民総合体育館の管理運営を行っており、市のスポーツ施設の一括した管理運営が可能となるため、それらを活用し、効率的な経営計画の下で効果的かつ独創的な事業計画が立案され、実施されることによって、更なる地域スポーツの振興と市民サービスの向上が図られることが期待できることから財団に特定することとした。

指定期間については5年とする。

## 市の方針

導入手法についてはいずれの施設も検討部会の原案通り特定とし、指定期間は5年とするのが望ましい。

## 選定委員会での検討内容

選定委員会での検討にあたっては、検討部会からの報告書等をもとに、施設所管課担当者にヒアリングを実施し、施設や利用者の現状を考慮のうえ、導入手法、指定期間、選定基準について次項のとおり集約を行った。

有料公園施設について、特にテニスコートなどの利用率が高く、採算性があり民間への公募が可能ではないかとの議論があったが、市が行う事業への優先的な貸し出しがあることや利用者団体の調整を行うこともあるなど、採算性だけで判断することはできないことから、実績があり、財政面での効果及び

市のスポーツ施設の一体的な管理運営が可能である財団への特定とすることを確認した。

## 検討結果

- ①導入手法
  - 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団に特定とする。
- ②指定期間 5年とする。
- ③選定基準
  - 3. 個別施設の指定管理者候補者選定基準(5)のとおり。
- ④付帯事項【委員からの個別意見】
  - 市民はなかなか声をあげにくいこともあるため、より市民の声を募集、共有するための改善をすべきである。
  - 予約システムに収納システムを連動させるなどさらなる利便性の向上を検討をすべきである。
  - ・利用していない人のなかには、税金が投入されていることに不公平感を感じている人もいるため、料金設定については慎重に検討をすべきである。

## 3. 個別施設の指定管理者候補者選定基準

## (1)コミュニティ施設 【地域集会所(11施設)、地域福祉館(5施設)、地域防災センター(5施設)、南 区公会堂】

## I.地域集会所指定管理者候補者選定基準

審査項目	評価の観点	評価
1.市民等の平等な利用	①施設の管理運営方針が、市の施策及び施設の	
を確保することができ	設置目的と合致しているか。	
るものであるか。	②施設の利用について一部の市民を優遇したり	
	することなく、受付も平等に行われているか。	
2.施設の効用を最大限	①サービス向上を図るための取り組みについて。	
に発揮させるもので	(サービス向上のための取り組み内容は適切	
あるか。	か)	
	②施設の特性を活かした取り組みについて。(取	
	り組み内容は、施設の特性を充分に活かしたも	
	のであるか)	
	③施設の維持管理について。(維持管理の安全性	
	への配慮及び効率性の取り組みがなされてい	
	るか)	
	④広報活動は適切か。	
3.管理運営に係る経費	①経費の削減について努力がみられるか。	
の削減が図られるも		
のであるか。		
4.管理運営を安定して行	①収入金・支出金の経理が適正かどうか。	
うために必要な物的	②個人情報取扱いの体制は適切か。	
能力、人的能力を有	③施設を安定的に管理する体制になっているか。	
しているか。		
5.その他	①環境保護に配慮した取り組みを行っているか。	
	②施設の衛生管理は適切か。	

## Ⅱ. 地域福祉館指定管理者候補者選定基準

審査項目	評価の観点	評価
1.市民等の平等な利用	①施設の管理運営方針が、市の施策及び施設の	
を確保することができ	設置目的と合致しているか。	
るものであるか。	②施設の利用について一部の市民を優遇したり	
	することなく、受付も平等に行われているか。	
2.施設の効用を最大限	①サービス向上を図るための取り組みについて。	
に発揮させるもので	(サービス向上のための取り組み内容は適切	
あるか。	か)	
	②施設の特性を活かした取り組みについて。(取	
	り組み内容は、施設の特性を充分に活かしたも	
	のであるか)	
	③施設の維持管理について。(維持管理の安全性	
	への配慮及び効率性の取り組みがなされてい	
	るか)	
	④広報活動は適切か。	
3.管理運営に係る経費	①経費の削減について努力がみられるか。	
の削減が図られるも		
のであるか。		
4.管理運営を安定して行	①収入金・支出金の経理が適正かどうか。	
うために必要な物的	②個人情報取扱いの体制は適切か。	
能力、人的能力を有	③施設を安定的に管理する体制になっているか。	
しているか。		
5.その他	①環境保護に配慮した取り組みを行っているか。	
	②施設の衛生管理は適切か。	

## Ⅲ. 地域防災センター指定管理者候補者選定基準

審査項目	評価の観点	評価
1.市民等の平等な利用	①施設の管理運営方針が、市の施策及び施設の	
を確保することができ	設置目的と合致しているか。	
るものであるか。	②施設の利用について一部の市民を優遇したり	
	することなく、受付も平等に行われているか。	
2.施設の効用を最大限	①サービス向上を図るための取り組みについて。	
に発揮させるもので	(サービス向上のための取り組み内容は適切	
あるか。	か)	
	②施設の特性を活かした取り組みについて。(取	
	り組み内容は、施設の特性を充分に活かしたも	
	のであるか)	
	③施設の維持管理について。(維持管理の安全性	
	への配慮及び効率性の取り組みがなされてい	
	るか)	
	④広報活動は適切か。	
3.管理運営に係る経費	①経費の削減について努力がみられるか。	
の削減が図られるも		
のであるか。		
4.管理運営を安定して行	①収入金・支出金の経理が適正かどうか。	
うために必要な物的	②個人情報取扱いの体制は適切か。	
能力、人的能力を有	③施設を安定的に管理する体制になっているか。	
しているか。		
5.その他	①環境保護に配慮した取り組みを行っているか。	
	②施設の衛生管理は適切か。	

## Ⅳ. 南区公会堂指定管理者候補者選定基準

審査項目	評価の観点	評価
1.市民等の平等な利用	①施設の管理運営方針が、市の施策及び施設の	
を確保することができ	設置目的と合致しているか。	
るものであるか。	②施設の利用について一部の市民を優遇したり	
	することなく、受付も平等に行われているか。	
2.施設の効用を最大限	①サービス向上を図るための取り組みについて。	
に発揮させるものであ	(サービス向上のための取り組み内容は適切	
るか。	か)	
	②施設の特性を活かした取り組みについて。(取	
	り組み内容は、施設の特性を充分に活かしたも	
	のであるか)	
	③施設の維持管理について。(維持管理の安全性	
	への配慮及び効率性の取り組みがなされてい	
	るか)	
	④広報活動は適切か。	
3.管理運営に係る経費	①経費の削減について努力がみられるか。	
の削減が図られるもの		
であるか。		
4.管理運営を安定して行	①収入金・支出金の経理が適正かどうか。	
うために必要な物的能	②個人情報取扱いの体制は適切か。	
力、人的能力を有して	③施設を安定的に管理する体制になっているか。	
いるか。		
5.その他	①環境保護に配慮した取り組みを行っているか。	
	②施設の衛生管理は適切か。	

## (2)くにたち市民芸術小ホール指定管理者候補者選定基準

審査項目	評価の観点	評価
	【運営方針】	
	・運営方針は市の事業及び施設の設置目的合致	
	致しているか	
	・事業計画の見直しを実施できるか	
1. 管理運営における基 	・運営方針の職員を含む周知徹底を図ることは可	
本方針	能か等	
	【コンプライアンス】	
	・遵守すべき法令等を特定しているか	
	・法令の周知徹底を図ることは可能か等	
	【情報の提供】	
	・施設・事業案内に関する情報を幅広く周知できる	
	か	
	・施設内外の掲示や表示方法の工夫は可能か等	
	【利用者への応対】	
2. 平等な利用の確保	・接遇マニュアルの策定の検討・導入を行えるか	
	・ニーズに沿ったサービスの提供を行う具体的な	
	仕組みはあるか	
	・不公平のない接客をするための具体的な仕組み	
	はあるか等	
	【広報】	
	・積極的に広報・PR活動を実施できるか	
	・ホームページの積極的な活用が図れるか	
	・新たな情報発信方法の検討・導入を行えるか等	
3. 施設の設置目的に適	【苦情対応】	
   合する利用促進	・苦情対応マニュアルの検討・導入を行えるか	
	・寄せられた意見等の解決の仕組みはあるか 等	
	【利用者アンケート】	
	・利用者アンケートの収集・活用・見直しを実施で	
	きるか          等	
	・指定管理料の適正執行に関する監査等は実施さ	
4. 適切な会計管理	れるか	
	・経理事務における内部チェックの仕組みは標準	
	化されているか	
	・財政基盤(経営・収支)は安定しているか 等	

	・物品購入契約等に関する、入札(見積比較等)は	
	実施されるか	
- 66 FD (D th - 64 \ 1 + 6	・積算根拠を明確にした予算書等の作成は行われ	
5. 管理経費の縮減方策 	るか	
	- 具体的な経費削減(又は歳入増加)の取組みを	
	実施できるか等	
	【職員体制】	
	・適正な職員の配置は可能か	
	・命令系統、責任権限が明確な執行体制の確立は	
	可能か	
	・運営会議(ミーティング)等は定期的な開催は可	
6. 職員体制及び研修体 	能か等	
制	【研修体制】	
	・職員の研修計画(年次)を作成できるか	
	・職員が外部研修に参加しやすい環境を整備でき	
	るか	
	・利用者への応接等の職員研修を実施できるか等	

	・個人情報の漏洩、滅失、き損及び改ざんの防	
	止、その他の個人情報の適正な管理のために必	
- /D   \tau + D /D = # +   65	要な措置を講じることは可能か	
7. 個人情報保護対策	・利用目的等個人情報の取扱いについて、利用者	
	等への明示は可能か	
	・個人情報に係る職員研修を実施できるか 等	
	【安全・安心の体制】	
	・チェックリストに基づく巡回点検を実施できるか	
	・緊急連絡体制の構築及び各職員への周知を行	
8. 危機管理についての	えるか	
取り組み	【緊急時対応】	
	・「緊急時対応マニュアル」(防犯・防災・疾病・傷	
	病含む)の策定の検討・導入を行えるか	
	・災害用備品・備蓄品を設置・維持できるか 等	
	【施設·設備】	
	・日常的な保守点検をチェックリストにより実施し、	
	報告できるか	
	・定期的な保守点検を計画通り実施し、抽出され	
	た課題への迅速で抜本的な対応(処置)は可能	
	か    等	
9. 施設・設備の維持管	【備品】	
理	・施設の「備品台帳」により備品を管理できるか	
	・利用者が直接使用する備品に安全性に関わる	
	損傷等がないか定期的な確認を行えるか 等	
	【清掃】	
	・日常的な清掃の点検をチェックリストにより実施	
	し、報告できるか	
	・施設の衛生管理を適切に行えるか等	
10 than 0 an = 0 = 0 th	芸術小ホールの設置目的である「市民の芸術、文	
10. 施設の設置目的に 適合する自主事業の提 案	化の普及振興を図り、地域文化の創造と向上に	
	   寄与する」に適合した自主事業の提案がなされて	
	   いるか	

## (3)くにたち郷土文化館等指定管理者候補者選定基準

審査項目	評価の観点	評価	
	【運営方針】		
	・運営方針は市の事業及び施設の設置目的に		
	合致しているか		
	・事業計画の見直しを実施できるか		
1. 管理運営における基	・運営方針の職員を含む周知徹底を図ることは可		
本方針	能か等		
	【コンプライアンス】		
	・遵守すべき法令等を特定しているか		
	・法令の周知徹底を図ることは可能か等		
	【情報の提供】		
	・施設・事業案内に関する情報を幅広く周知できる		
	か		
	・施設内外の掲示や表示方法の工夫は可能か等		
	【利用者への応対】		
2. 平等な利用の確保 	・接遇マニュアルの策定の検討・導入を行えるか		
	・ニーズに沿ったサービスの提供を行う具体的な		
	仕組みはあるか		
	・不公平のない接客をするための具体的な仕組み		
	はあるか等		
	【広報】		
	・積極的に広報・PR活動を実施できるか		
	・ホームページの積極的な活用が図れるか		
	・新たな情報発信方法の検討・導入を行えるか等		
3. 施設の設置目的に適	【苦情対応】		
合する利用促進	・苦情対応マニュアルの検討・導入を行えるか		
	・寄せられた意見等の解決の仕組みはあるか 等		
	【利用者アンケート】		
	・利用者アンケートの収集・活用・見直しを実施で		
	きるか 等		
	・指定管理料の適正執行に関する監査等は実施		
4. 適切な会計管理	されるか		
	・経理事務における内部チェックの仕組みは標準		
	化されているか		
	・財政基盤(経営・収支)は安定しているか 等		

	・物品購入契約等に関する、入札(見積比較等)	
	は実施されるか	
	・積算根拠を明確にした予算書等の作成は行わ	
5. 管理経費の縮減方策 	れるか	
	・具体的な経費削減(又は歳入増加)の取組みを	
	実施できるか 等	
	【職員体制】	
	・適正な職員の配置は可能か	
	・命令系統、責任権限が明確な執行体制の確立	
	は可能か	
	・運営会議(ミーティング)等は定期的な開催は可	
6. 職員体制及び研修体	能か等	
制	【研修体制】	
	・職員の研修計画(年次)を作成できるか	
	・職員が外部研修に参加しやすい環境を整備でき	
	るか	
	・利用者への応接等の職員研修を実施できるか	
	等	

	・個人情報の漏洩、滅失、き損及び改ざんの防	
7. 個人情報保護対策	止、その他の個人情報の適正な管理のために必	
	要な措置を講じることは可能か	
7. 個人情報体設別來	・利用目的等個人情報の取扱いについて、利用者	
	等への明示は可能か	
	・個人情報に係る職員研修を実施できるか 等	
	【安全・安心の体制】	
	・チェックリストに基づく巡回点検を実施できるか	
	・緊急連絡体制の構築及び各職員への周知を行	
8. 危機管理についての	えるか	
取り組み	【緊急時対応】	
	・「緊急時対応マニュアル」(防犯・防災・疾病・傷	
	病含む)の策定の検討・導入を行えるか	
	・災害用備品・備蓄品を設置・維持できるか 等	
	【施設・設備】	
	・日常的な保守点検をチェックリストにより実施し、	
	報告できるか	
	・定期的な保守点検を計画通り実施し、抽出され	
	た課題への迅速で抜本的な対応(処置)は可能	
	か    等	
9. 施設・設備の維持管	【備品】	
理	・施設の「備品台帳」により備品を管理できるか	
	・利用者が直接使用する備品に安全性に関わる	
	損傷等がないか定期的な確認を行えるか等	
	【清掃】	
	・日常的な清掃の点検をチェックリストにより実施	
	し、報告できるか	
	・施設の衛生管理を適切に行えるか等	
	郷土文化館の設置目的である「資料の収集・保	
	管・調査研究・展示等教育普及を通じ、地域文化	
10. 施設の設置目的に	の継承・創造に寄与することと併せて、市民の文	
適合する自主事業の提	化活動に貢献すること」、及び古民家の「郷土の	
案	伝統的な生活習慣や芸能、工芸等に関する体験	
	の出来る空間」というコンセプトに適合した自主事	
	   業の提案がなされているか	

## (4)くにたち市民総合体育館指定管理者候補者選定基準

審査項目	評価の観点	評価
	【運営方針】	
	・運営方針は市の事業及び施設の設置目的に合致し	
	ているか	
	・事業計画の見直しを実施できるか	
1. 管理運営におけ 	・運営方針の職員を含む周知徹底を図ることは可能	
る基本方針 	か	
	【コンプライアンス】	
	・遵守すべき法令等を特定しているか	
	・法令の周知徹底を図ることは可能か等	
	【情報の提供】	
	・施設・事業案内に関する情報を幅広く周知できるか	
	・施設内外の掲示や表示方法の工夫は可能か 等	
2. 平等な利用の確	【利用者への応対】	
	・接遇マニュアルの策定の検討・導入を行えるか	
保	・ニーズに沿ったサービスの提供を行う具体的な仕組	
	みはあるか	
	・不公平のない接客をするための具体的な仕組みは	
	あるか	
	【広報】	
	・積極的に広報・PR活動を実施できるか	
	・ホームページの積極的な活用が図れるか	
  3. 施設の設置目的	・新たな情報発信方法の検討・導入を行えるか 等	
	【苦情対応】	
に適合する利用促   *#	・苦情対応マニュアルの検討・導入を行えるか	
進 	・寄せられた意見等の解決の仕組みはあるか 等	
	【利用者アンケート】	
	・利用者アンケートの収集・活用・見直しを実施できる	
	か	
4. 適切な会計管理	・指定管理料の適正執行に関する監査等は実施され	
	るか	
	・経理事務における内部チェックの仕組みは標準化さ	
	れているか	
	・財政基盤(経営・収支)は安定しているか 等	

	・物品購入契約等に関する、入札(見積比較等)は実	
	施されるか	
5. 管理経費の縮減	・積算根拠を明確にした予算書等の作成は行われる	
方策	か	
	・具体的な経費削減(又は歳入増加)の取組みを実	
	施できるか        等	
	【職員体制】	
	・適正な職員の配置は可能か	
	・命令系統、責任権限が明確な執行体制の確立は可	
	能か	
O THE 1-4-1-7-4-8-TH	・運営会議(ミーティング)等は定期的な開催は可能	
6. 職員体制及び研	か       等	
修体制	【研修体制】	
	・職員の研修計画(年次)を作成できるか	
	・職員が外部研修に参加しやすい環境を整備できる	
	か	
	・利用者への応接等の職員研修を実施できるか 等	

	・個人情報の漏洩、滅失、き損及び改ざんの防止、そ	
	の他の個人情報の適正な管理のために必要な措置	
7. 個人情報保護対	を講じることは可能か	
策	・利用目的等個人情報の取扱いについて、利用者等	
	への明示は可能か	
	・個人情報に係る職員研修を実施できるか 等	
	【安全・安心の体制】	
	・チェックリストに基づく巡回点検を実施できるか	
	・緊急連絡体制の構築及び各職員への周知を行える	
8. 危機管理につい	か    等	
ての取り組み	【緊急時対応】	
	・「緊急時対応マニュアル」(防犯・防災・疾病・傷病含	
	む)の策定の検討・導入を行えるか	
	・災害用備品・備蓄品を設置・維持できるか等	
	【施設・設備】	
	・日常的な保守点検をチェックリストにより実施し、報	
	告できるか	
	・定期的な保守点検を計画通り実施し、抽出された課	
	題への迅速で抜本的な対応(処置)は可能か 等	
	【備品】	
9. 施設・設備の維	・施設の「備品台帳」により備品を管理できるか	
持管理	・利用者が直接使用する備品に安全性に関わる損傷	
	等がないか定期的な確認を行えるか 等	
	【清掃】	
	・日常的な清掃の点検をチェックリストにより実施し、	
	報告できるか	
	・施設の衛生管理を適切に行えるか等	
10. 施設の設置目 的に適合する自主 事業の提案	総合体育館の設置目的である「市民の体育、スポー	
	   ツ及びレクリエーションの普及を図り、もって健康で文	
	   化的な市民生活の向上に寄与すること」に適合した	
	自主事業の提案がなされているか	
	ロエチ木の泥木がです。これでしているが、	

## (5)有料公園施設及び有料広場施設

【河川敷公園(野球場2面、サッカー場1面)、谷保第3公園(野球場1面、テニスコート3面)、矢川上公園(テニスコート3面)、流域下水道処理場広場(少年野球場兼ソフトボール場1面・テニスコート4面)】

審査項目	評価の観点	評価
1. 市民等の平等	①有料公園施設及び有料広場施設の運営方針は、市の施	
な利用を確保す	策及び施設の設置目的に合致しているか。	
ることができるも	②一部の市民に対して、不当に利用を制限したり優遇した	
のであるか。	りすることはないか。	
2. 施設の効用を	①サービスの向上を図るための取り組みが図られている	
最大限に発揮で	か。	
きるものである	・事業の内容が、施設の設置目的に合致しており、かつ利	
か。	用者にとって、魅力的なものとなっているか。	
	・利用者への応接等の職員研修は計画しているのか。	
	・利用者の要望・意見・苦情を把握し、改善に結びつける方	
	策はとられているか。	
	・施設の運営に市民・利用者が関与することについて、方策	
	がとられているか(市民からの企画の募集などをしている	
	か等)。	
	②事業計画の内容が、具体的、現実的であり、かつ創意工	
	夫や積極性が見られるか。	
	③施設の利用を促進させる方策(宣伝・広報等)がとられて	
	いるか。	
3. 管理運営に係	①市の算定経費に対する縮減程度はどのくらいか。また、	
る経費の削減が	現実的な経費見積りがなされているか。	
図られているもの		
であるか。		
4. 管理運営を安	①適正な職員配置(専門職を含む。)となっているか。	
定して行うために	②職員の専門的知識・技能を向上させる研修体制は講じら	
必要な物的能	れているか。	
力、人的能力を	③施設の管理運営の実績はどうか(公的施設等)。	
有しているか。	④事業開催時に日常管理運営業務に支障が出ない体制と	
	なっているか。	
	⑤緊急時対策や防災対策はとられているか。	
	⑥個人情報保護の管理体制は適切か。	
	⑦財政基盤(経営・収支)は安定しているか。	

5. その他	①環境保護に配慮した取り組みを行っているか。	
	②施設の衛生管理は適切か。	